

議会基本条例 災害時の対応・議会研修会・条例の検証についての正副座長案 新旧対照表

正副座長案	素案たたき台	備考
<p>(災害時の対応)</p> <p>第6条 議会は、大規模災害が発生した場合において、議会としての確かつ迅速な対応を図るものとする。</p> <p>(調査・政策立案)</p> <p>第16条 省略</p> <p>(1) } (3) } 省略</p> <p>(4) 各分野の専門的な知識を高めるために、学識経験を有する者による議会研修会を実施すること。</p> <p>第7章 本条例に関する自己研さん・研修・検証 (本条例の研修)</p> <p>第22条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するために、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。</p> <p>(条例の検証等)</p> <p>第23条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において検証するものとする。</p> <p>2 前項の検証の結果に基づき、適切な措置を速やかに講ずるものとする。</p>	<p>【No.52 (各会派意見集約用紙)】</p> <p>(災害時の対応)</p> <p>第4条 議会は、大規模災害が発生し、小金井市災害対策本部（小金井市災害対策本部条例（昭和38年条例第40号）に基づき設置される災害対策本部をいう。以下この条において「対策本部」という。）が設置された場合において、当該対策本部を支援するとともに、議会としての確かつ迅速な対応を図るものとする。</p> <p>(議会研修会)</p> <p>第16条 議会は、専門的知識を高めるため、次に掲げる研修会等を開催するものとする。</p> <p>(1) 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。ただし、議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。</p> <p>(2) 議会は、この条例の理念を議員間で共有するために、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。</p> <p>第7章 本条例の位置づけ (条例の検証等)</p> <p>(案1) 第22条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において必要に応じて検証するものとする。(3会派)</p> <p>(案2) 第22条 議会は、この条例の目的が達成されているか否かを、議会運営委員会において検証するものとする。(2会派)</p> <p>2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正を含め適切な措置を速やかに講ずるものとする</p>	